



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail [desk@nosmoke55.jp](mailto:desk@nosmoke55.jp)  
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

2019年12月20日

衆議院議長 大島理森 様

参議院議長 山東昭子 様

各会派 御中

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学  
東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201

## 国会議事堂は「屋内全面禁煙」としてください

謹啓、日頃の国政へのご尽力ありがとうございます。

本年10月に標記のお願いをいたしました。その後本学会では、都道府県議会、及び全国の市区議会の禁煙状況の調査をいたしました。

<https://notobacco.jp/pslaw/gikaikinenjokyo1911shichoson.htm> にその結果、及び  
<https://notobacco.jp/pslaw/gikaikinenmap1912.pdf> にまとめ一覧とマップを載せていますが、概要は以下の表の通りです。(これら資料を別添しました)

	議会数	屋内全面禁煙以上	%	そのうち敷地内禁煙	%	屋内に喫煙室有り	%
都道府県議会	47	24	51	8	17	23	49
政令市議会	20	16	80	8	40	4	20
中核市議会	58	52	90	25	43	6	10
全国の市区議会	815	790	96.9	265	32.5	25	3.1

(全国の市議会に、政令指定都市・中核市議会も含む/区は東京都の特別区)

### 【上記表の再説明】

- (1) 都道府県議会では、半数強の24議会(51%)が「屋内全面禁煙」以上
- (2) 政令指定都市議会では、20のうち、16の市議会(80%)が「屋内全面禁煙」以上
- (3) 中核市議会では、58のうち、52の市議会(90%)が「屋内全面禁煙」以上
- (4) 全国の市区議会(東京の特別区を含む)では、815の市区議会のうち、790市区議会(97%)が「屋内全面禁煙」以上で、「屋内に喫煙室有り」の市区議会は25市区

議会（3%）でした。

- (5) このうち、敷地内禁煙の市区議会は 265 で全市区議会の 3 分の 1 近くでしたが、2019 年 7 月からの第一種施設の行政庁舎の（原則）敷地内禁煙の義務化にあわせて共同歩調を取っていることが判りました。
- (6) なお、「屋内に喫煙室有り」の議会の多くが、2020 年 4 月 1 日からの改正健康増進法の全面施行を前に「屋内全面禁煙」以上を検討中で、2020 年 3 月末までには全面禁煙化がより進むものと思われます。

以上の地方議会の禁煙化の現状を踏まえ、「屋内全面禁煙」が趣旨の改正健康増進法が 2020 年 4 月 1 日に全面施行される前に、公共性の極めて高い国会議事堂を「屋内全面禁煙」以上とし、議員、職員、傍聴・見学者、訪問者などを受動喫煙の害から守っていただけるよう、ご高配をお願い申し上げます。

#### 記

1. 特に、2020 年夏には東京五輪が開催され、大会中は全ての競技会場で、加熱式タバコを含めて敷地内完全禁煙となります。国会におかれても同様の対処の率先垂範をお願いいたします。
2. 第二種施設の中でも、全国の裁判所は全て 2020 年 1 月から敷地内禁煙となります。
3. 第二種施設の国立国会図書館も、関西館とともに、2020 年 4 月 1 日から敷地内禁煙となることが公表されています。
4. 以前にも申し上げたことですが、屋内の「喫煙専用室」からは、どのような対策を講じたとしても、タバコの煙が漏れ出るのを防ぐことはできません。人の出入りによっても漏れ出るし、喫煙者の呼出煙や、服などに付着したタバコ煙・臭いは「喫煙専用室」から退出した後も発散し続け、受動喫煙の害を周りに及ぼします。
5. 国会議事堂内に「喫煙専用室」を設ければ、設備費、電気代・メンテナンス費用、清掃や改修費などがかかり、清掃の方などの健康影響も避けられません。
6. 「喫煙専用室」に由来する煙により、周りの議員・職員・訪問者へ危害を及ぼすだけにとどまらず、国会議事堂には、小中学生や高校生などが見学に訪れることも多く、未成年者の健康を受動喫煙の害から守る改正健康増進法の趣旨を損ないかねないことが憂慮されます。
7. 喫煙する議員もタバコを吸える機会が減ることによって健康増進が期待され、禁煙のきっかけともなります。

全国の行政庁舎の全てが「屋内全面禁煙」以上となっていて、また都道府県議会の半数以上、市区議会の 97% が同じく「屋内全面禁煙」以上（その 3 分の 1 は敷地内禁煙）となっても、喫煙者は問題なく自身の業務を行っています。喫煙室がなくとも、業務は回っている証左ではないでしょうか。

敬 白